

証券投資信託の繰上償還および重大な約款変更のお知らせ

当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、2019年12月20日をもって繰上償還を実施する予定ですので、お知らせいたします。

また、繰上償還の実施にあたり、2019年12月19日付で繰上償還に必要な重大な約款変更（以下「付随する約款変更」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

ダイワ上場投信－トピックス・コア30
ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数
ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数

2. 繰上償還および付随する約款変更の内容

- ① 信託期限を無期限から2019年12月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ② 金銭での支払いによる償還を行えるように変更します。

3. 繰上償還および付随する約款変更の理由

- ① 各ファンドは2002年3月28日に設定され、17年にわたり運用を続けてきましたが、残高が増加せず、信託約款において繰上償還することができる旨と定める受益権口数を下回っている状況です。今後も、残高の増加が見込みにくいと判断したため、以下の信託約款の規定に基づき、繰上償還を行います。

信託約款第49条（信託契約の解約）第1項（抜粋）

委託者は、受益権の口数が200万口（※）を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

※ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数については、2,000万口

（各ファンドの受益権口数（2019年8月末現在））

証券投資信託の名称	受益権口
ダイワ上場投信－トピックス・コア30	111万口
ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数	102万口
ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数	467万口

- ② 繰上償還を円滑に行えるようにするため、信託約款の所要の変更を行います。

4. 異議申立手続き

この繰上償還および付随する約款変更に関する異議のある2019年9月12日現在の受益者の方は、2019年9月12日から同年11月11日までに、各ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

各ファンドについて、異議を申し立てた受益者の方の受益権の合計口数が、2019年9月12日現在の各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、2019年12月19日付で付随する約款変更を行い、2019年12月20日をもって繰上償還いたします。

この場合、異議を申し立てた受益者の方は、2019年11月20日から同年12月9日までの間に、2019年9月12日時点で保有する受益権を、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取すべき旨を、受託会社に対して請求することができます。

以上

2019年9月11日
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券投資信託委託株式会社